

日本人同士の場合で、外国方式で離婚された場合

離婚届

令和 4 年 12 月 1 日 届出

在ニュージーランド日本国 大使 殿
総領事

届出日は窓口で届出をする日、
郵便の場合は、ポストに投函する日

公館印

第	号
書類調査	戸籍記載
記載調査	調査票
附票	住民票
通	

〈注意事項〉

- ・ **A3用紙**で印刷してください。 ・ 右側（証人欄）は記入不要です。
- ・ 全て日本語で記入してください。
- ・ **署名および捺印以外の**部分は、コピーしたものまたはパソコンで入力したものでも受付可能です。
署名捺印はコピー不可です。
- ・ 消えない黒のペンを使用してください。修正テープや修正液は使用不可です。
誤りがある場合二重線で削除し訂正印（拇印）を押印してください。

捺印
(任意)

(1) 氏 名	夫 氏 名 次郎	妻 氏 名 花子
生 年 月 日	昭和35年 11月 22日	昭和35年 3月 3日
住 所	ニュージーランド国ウェリントン市 カロリロード33	ニュージーランド国ウェリントン市 オリエンタルロード44
本 籍	東京都千代田区霞が関2丁目2	番地 番
(2) (夫または妻が 外国人のときは その国籍)	筆頭者の氏名 外務 次郎	(□夫 の国籍 □妻)
父母及び養父母 の氏 名	夫の父 外務 三郎	妻の父 森林 太郎
父母との続き柄	母 外務 桜子	母 森林 梅子
(本籍の異姓以外には 養父母がいる場合には 養父・養母を記入してください)	養父 養母	養父 養母
(3) 離婚の種別	☐ 協議離婚	☐ 和解
(4) 離婚の種別	☐ 調停	☐ 請求の認諾
婚姻前の氏にも どる者の本籍	☐ 夫 は 旧もとの戸籍にもどる	☐ 妻 は 旧もとの戸籍にもどる
未成年の子の氏名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
同居の期間	平成 2 年 6 月 から	令和 2 年 8 月 まで
別居する前の住所	(別居を始めたとき) ニュージーランド国ウェリントン市ウィルスロード100	(別居したとき) 番地 番
別居する前の世帯 の主な仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
その他	令和4年10月10日ニュージーランド国ウェリントン市家庭裁判所に離婚判決確定、 同判決書謄本添付。	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 外務 次郎 印	妻 外務 花子 印

事件簿番号

住所：住所と同じ
電話番号：021-123-4567
e-mail: hanako.gaimu@gmail.com

日本国籍の方は元号(昭和、平成、令和等)で記入

別紙の「ニュージーランド住所表記」を参照の上記入

本籍を番地、番まで正しく記入

続き柄は「長」「二」「三」……で記入

NZで離婚の場合は判決離婚を選択。 元号(昭和、平成、令和等)で記入

元の戸籍、もしくは新しい戸籍の本籍を番地、番まで正しく記入

共同親権の場合は記入不要。判決にて親権を決定した場合は記入し、判決謄本も要提出

元号(昭和、平成、令和等)で記入

その他に以下該当する方は「 」内を記入

・判決離婚の場合
「令和〇年〇月〇日ニュージーランド国ウェリントン市家庭裁判所に離婚判決確定、同判決謄本添付。」

・離婚判決謄本と戸籍上の名前が異なる場合
「判決謄本の妻「ブラウン 花子」と「外務 花子」は同一人物である。」

日本国籍の方両名署名。(捺印は任意)

住所、電話番号、メールアドレスを記入